

労働安全衛生法

小規模事業場における労働者の健康管理等（則15条の2）（平成23年4月1日施行）

従来、産業医を選任すべき事業場以外の事業場において労働者の健康管理等を行う者として、「地域産業保健センター事業の実施にあたり、備えている労働者の健康管理等に必要な知識を有する者の名簿に記載されている保健師」が定められていたが、地域産業保健センター事業の見直しにより、規定が改められた。

改正前	改正後
① 法第13条の2の厚生労働省令で定める者は、国が法第19条の3に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談、情報の提供その他の必要な援助の事業（②において「地域産業保健センター事業」という）の実施に当たり、備えている労働者の健康管理等に必要な知識を有する者の名簿に記載されている保健師とする。 ② 事業者は、産業医を選任すべき事業場以外の事業場について、法第13条の2に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、地域産業保健センター事業の利用等に努めるものとする。	① 法第13条の2の厚生労働省令で定める者は、<u>労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師とする。</u> ② 事業者は、産業医を選任すべき事業場以外の事業場について、法第13条の2に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、<u>国が法第19条の3に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業の利用等に努めるものとする。</u>